

江戸川区長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、区長交際費の支出の相手方及び支出項目等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 区長交際費とは、江戸川区長（以下「区長」という。）が外部との交際上特に必要と認められる場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(支出の原則)

第3条 区長交際費は、この基準に従い支出するものとし、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額で行うものとする。

(支出の相手方)

第4条 支出の相手方は、区政運営上関係のある個人又は団体とする。

(支出項目等)

第5条 区長交際費の支出項目、支出内容及び支出限度額は別表のとおりとする。
2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、区長交際費を支出することができる。

(その他)

第6条 区長交際費は、その支出内容や金額が常に区民感覚に合致したものとなるよう社会経済の変化等に十分配慮するものとし、その適正な執行のために、この基準は適宜見直しを行うものとする。

付 則

この基準は平成11年6月11日から施行する。

付 則

この基準は平成12年6月1日から施行する。

付 則

この基準は平成12年12月6日から施行する。

付 則

この基準は令和7年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

支出項目	支出内容	支出限度額
会 費	区政運営上有益な交際を目的とする会合に要する経費	1. 会費の額が定められている場合 定められている会費の額 2. 会費の額が定められていない場合 2万円以内で相当と認められる額
慶 祝	記念式典等のお祝いに要する経費	2万円以内で相当と認められる額
弔 慰	葬儀における香典等に要する経費	1万円以内で相当と認められる額
見舞い	病気、災害、事故等の見舞いに要する経費	1万円以内で相当と認められる額